

徳島クリエイティブ交流サロン設置事業実施要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人とくしま産業振興機構（以下「機構」という）が株式会社徳島健康科学総合センター（以下「センター」という）内に設置する施設「徳島クリエイティブ交流サロン」（以下「交流サロン」という）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 徳島クリエイティブ交流サロン設置事業は交流の場を提供することによって、徳島県における情報関連産業及びクリエイティブ関連産業の集積、情報の共有、人材育成を促進することを目的とする。

第2章 利用者の決定

(利用対象者)

第3条 交流サロンの利用対象者は次のいずれかに該当する者とする。

- (1) センター内に入居している企業及び団体（以下「入居者」という）
- (2) デジタルコンテンツを扱う企業をはじめとするクリエイティブ産業関連企業及び団体、個人
- (3) その他、徳島県のデジタルコンテンツ産業、クリエイティブ産業の振興に資する活動を行う者
- (4) 利用登録者からの紹介を受けた者

(利用の申込)

第4条 交流サロンを利用しようとする者は、「交流サロン利用登録申込書」（第1号様式）を機構に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の「交流サロン利用登録申込書」には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 個人にあつては、身分を証明できる書類の写し、法人にあつては法人登記簿謄本の写し（提出日から3カ月以内に発行されたもの）
- (2) 法人にあつては会社概要、代表的な商品、製品、作品等を紹介したパンフレット等
- (3) 前各号に掲げるものの他、機構が必要と認める書類

3 機構は、第1項の利用の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を認めないことができる。

- (1) 第2条の目的に沿わないとき
- (2) 秩序を乱し、または公益を害するおそれがあると認められるとき
- (3) 音楽・振動などにより、入居企業及び他の利用者へ迷惑を及ぼす恐れがあるとき
- (4) 暴力団及びその関連企業・団体、暴力団員による使用
- (5) 施設または設備を損傷するおそれがあると認められるとき
- (6) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理上支障があると認められるとき

第3章 利用について

(利用時間及び利用単位)

第5条 利用登録者が交流サロン及びその他の設備を利用することができる時間は、原則として平日の午前8時30分から午後5時までとする。

- 2 利用登録者は交流サロンの開館時間内は原則として交流サロンを自由に利用できるものとする。
- 3 次のいずれかに該当する場合は3日前までに「交流サロン占用利用申込書」(第2号様式)を提出し、その承認を受けなければならない。
 - (1) 会議、セミナーなどでサロンを独占して利用する必要がある場合。ただし、連日占用は3日以内
 - (2) 平日の午後5時以降延長して利用する場合
 - (3) 土日祝日(休館日)に3時間以上利用する場合。ただし、12月29日から翌年1月3日までを除く
- 4 利用登録者は「交流サロン占用利用申込書」を利用日の2カ月前から提出することができるものとし、申込書の受け付けは原則として先着順とする。

(利用料金)

第6条 交流サロンの利用料金は原則無料とする。ただし、利用登録者の責に帰すべき事由によって生じた費用については利用登録者の負担とする。

(禁止行為等)

第7条 機構は、利用に関し以下のことを禁止する。

- (1) 利用申込書に記載した内容と著しく異なる内容での利用

- (2) 利用の手引きに反する行為及び、管理運営上で支障があると認められる行為
- (3) 機構の承諾を得ないで行う使用備品の改造等
- (4) 建物内での喫煙
- (5) その他、公序良俗に反すると認められる行為
- (6) 無連絡による利用中止
- (7) 利用の権利を第三者に譲渡する行為

(禁止行為に対する措置等)

第8条 利用登録者が前条に掲げる禁止行為を行った場合、機構はその後の利用を認めないことができる。

(利用登録者の変更手続)

第9条 個人である利用登録者が、事業の同一性を有したまま法人を設立したときは、「交流サロン利用登録者変更申込書」(第3号様式)に、設立した法人登記簿謄本の写し(提出日から3カ月以内に発行されたもの)を添付して、速やかに機構に提出し、その承認を受けなければならない。

2 法人である契約者が、事業の同一性を有したまま法人組織を変更したとき(軽微な変更は除く)は、「交流サロン利用登録者変更申込書」(第4号様式)に、変更を証する書面を添付して機構に提出し、その承認を受けなければならない。

3 第1項から前項までの承認は、提出された書類に基づき機構が決定する。

(報告)

第10条 利用登録者は、個人にあつては住所または氏名に変更があつたとき、法人にあつては主たる事務所の所在地、名称または代表者氏名に変更があつたときは、速やかにその旨を機構に報告しなければならない。

(利用登録解除の届出)

第11条 利用登録者は、サロンの利用登録を解除しようとするときは、速やかに「交流サロン利用登録解除届」(第5号様式)を機構に届け出なければならない。

(事業の廃止)

第12条 機構は、この事業の県から機構への補助金が廃止されることとなった場合、その他この事業を廃止する必要がある場合は、利用登録者に対し利用登録解除の申し入れを行うことができる。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は機構が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。